

# VIII 参考調査 1: 地域統合と国際交流 — EU を事例に

日本学術振興会特別研究員

正躰 朝香

## Ⅷ 参考調査 1: 地域統合と国際交流 – EU を事例に

正躰 朝香

### 1 欧州における域内統合の進展と国際交流政策概要

#### 1-1 欧州統合の進展と国際交流政策の位置付け

##### 1-1-1 欧州統合の概略<sup>1</sup>

第二次世界大戦の終結後、ヨーロッパは復興に向けて動き出した。不戦と平和を希求する内発的な意志と、対ソ連を意識した米国の国際関係上の戦略という外的な意志の双方がヨーロッパ統合推進に大きく作用した。ヨーロッパ統合は、先ず欧州審議会（Council of Europe）の設立（1949年5月）によって現実の一步を踏み出した。しかし欧州審議会の活動は文化や人権分野に限られたもので、あくまでも政府間協力の域を脱せず、政府を超えた地域統合体と呼べるようなものではなかった。

今日の欧州連合（European Union : EU）に繋がる地域統合機構として、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が姿を現すのは1950年代に入ってからである。1951年4月、仏外相シューマンやジャン・モネの草案に基づき、ヨーロッパの石炭・鉄鋼生産の共同管理を行う ECSC の設立条約（パリ条約）が6ヶ国（フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルクス3国）により調印され、初代委員長にモネが就任した。

一方で、軍事面での統合に向けた欧州防衛共同体（EDC）構想は行き詰まり、ECSC の6ヶ国は経済分野において統合を進めることに活路を見出した。ベルギー外相スパークの主導の下で、共同市場創設について検討を進め、1957年3月、欧州経済共同体（EEC）と欧州原子力共同体（EAEC）の設立条約であるローマ条約が調印された。

しかし1960年代は、EECの超国家的組織としての発展よりも、「諸国家からなるヨーロッパ」という政府間主義に基づく欧州統合強化への支持が強く、超国家性を目指す動きは停滞していた。ただし、1967年7月に三共同体の機関併合条約が発効し、欧州共同体（EC）

<sup>1</sup> 欧州統合史、及び諸機関の説明（本稿巻末別添資料図1・図2も含む）については以下を参照。坂井一成「EU（欧州連合）」（加藤秀治郎編『西欧比較政治』一藝社、2002年；田中俊郎『EUの政治』岩波書店、1998年；細谷千博・長尾悟（編）『テキストブック ヨーロッパ統合』有信堂、2000年；John MacCormick, *The European Union : Politics and Policies*, Westview Press, 1996.

が誕生したほか、1968年7月には関税同盟が完成し共通農業政策がスタートするなど、実質的な経済統合での着実な成果を積んでいた時期でもあった。

1973年、イギリス、アイルランド、デンマークが新たにECに加盟し、ECは拡大に向かった。一方で、欧州理事会の設置による全回一致を原則とする利害調整の方式がとられ、超国家的統合の深化は否定され、政府間主義が中心に据えられることによって、1970年代は、統合の深化という意味では停滞していた。

1980年代のミッテラン仏大統領とコール独首相の蜜月関係と1985年のドローールのEC委員長就任によって、統合への動きは大きな前進を見た。ドローールのイニシアティブの下、1992年末までの市場統合を掲げる「域内市場白書」が採択され、さらに1986年2月には「欧州政治協力」(EPC)という直接政治統合に関わる条項を初めて盛り込んだ「単一欧州議定書」が調印された(1987年7月発効)。そして、冷戦構造の崩壊、東西ドイツ統一など、欧州を取り巻く国際秩序が激変する中、EC加盟国は経済、通貨、政治統合の具体的前進を図るため政府間会議(IGC)による協議の末、1991年12月のマーストリヒト欧州理事会にて、ローマ条約に代わるECの基本条約となるマーストリヒト条約の調印に至った。同条約は1993年11月に発効し、これをもってECは今日のEUに発展した。

### 1-1-2 基本条約

EUの「憲法」ともいえるべき基本条約は、ローマ条約からマーストリヒト条約へと発展的に引き継がれた。マーストリヒト条約は、ECから今日のEUへと生まれ変わる最大の転換点となる条約であり、それ以後さらにアムステルダム条約(1999年5月発効)、ニース条約(2001年2月調印)による改正が重ねられている<sup>2</sup>。

マーストリヒト条約により、ECはEUという新たな枠組みへとその構造を大きく拡大再編された。同条約により出来上がったEUは、EC、共通外交安全保障政策、司法内務協力という3つの柱から構成されている(別添資料図1を参照)。

第1の柱は、ローマ条約に基づく従来のECとほぼ同じであり、ここには、欧州通貨同盟(EMU)や、新たに創設された欧州連合市民権が盛り込まれた。EMUに関しては、欧州中央銀行(ECB)の創設と単一通貨の導入が謳われている。また、欧州連合市民権の導入によって、EU加盟国民は従前の加盟国の国籍とEU市民権という「二重国籍」を持つことになり、EU域内の外国での参政権などが広がった。第2の柱である共通外交安全保障政策は、単一欧州議定書にみられたEPCを発展させたもので、加盟国間の外交政策の協調を図り、共通の立場を策定して、統一行動をとることが目指されたものである。第3の柱である司法内務協力は、犯罪捜査、司法協力、域内国境での検問の廃止と域外国境での出入国管理の共通化などを目指したものである。

マーストリヒト条約は、1997年6月の欧州理事会で合意されたアムステルダム条約によ

---

<sup>2</sup> また全加盟国の批准によって発効するニース条約も、2004年には新たな見直しが行われることになっている。

って、いくつかの重要な改革がなされた。自由、民主主義、人権尊重といった EU の基本原則に抵触した加盟国に対する権利停止条項の導入、域内国境での検問廃止等を定めたシェンゲン協定（これまで EU 条約の外にあった）を条約内に含めるなど、人の自由移動に関する司法内務協力の強化などである。

### 1-1-3 文化・教育に関する規定

統合の深化と拡大に伴って、EU は、文化や教育に関する分野についても積極的に関与するようになりつつある。「広大な欧州地域における有形・無形の文化遺産の重要性を深く認識し、多彩な文化活動が豊かな欧州文化の継承や新たな文化の創造を促すだけでなく、社会的結束、経済・雇用の活性化をも促進する」<sup>3</sup>という認識がそこにはある。この考えは EU の基本条約にも反映され、共通の文化・教育に関する条項を設け、共通の文化政策・教育政策をとることを、法的にも裏付けている。

1993 年発効のマーストリヒト条約 126 条、128 条（アムステルダム条約においては 149 条、151 条）において、EU としての文化・教育に関わる施策について、以下のように規定された。

#### 【第 149 条：教育】

1. 欧州共同体は、加盟各国における教育内容及び教育制度の組織並びに文化及び言語の多様性についての各国の責務を十分尊重しつつ、各加盟国間の協力を促進し、必要であればそれらの行動を支持し、補うことにより、質の高い教育の発展に貢献する。
2. 欧州共同体の措置は以下のことを目的とする。
  - 教育における欧州共通の次元（European Dimension）を築く。そのために加盟各国の言語の教育と普及に特に力をいれる。
  - 学生と教員の移動を促進する。とりわけ、教育修了資格及び就学年限の相互認定を奨励する。
  - 教育機関の間の協力を促進する。
  - 加盟国の教育制度に共通する問題について、情報や経験の交換を進める。
  - 青少年の交流及び社会教育指導員の交流を促進する。
  - 通信教育の発展を促す。
3. 欧州共同体及び加盟各国は、第三国及び教育分野において権限のある国際機関、とりわけ欧州審議会との協力を促進する。（以下略）

#### 【第 151 条：文化】

1. 欧州共同体は、構成国の国内的及び地域的多様性を尊重すると同時に、共

<sup>3</sup> 駐日欧州委員会代表部広報部『europe』April/May/June 2000、pp.18- 20.

通の文化遺産を前面に出しながら、加盟各国の文化の繁栄のために寄与する。

2. 欧州共同体による措置は、構成国間の協力を助成しかつ必要に応じて以下の分野においてそれらの活動を支持し補完することを目的とする。

- 欧州諸国民の文化及び歴史についての理解及び普及の改善
- 欧州的重要性を有する文化的遺産の保存及び保護
- 非商業的な文化交流
- 視聴覚分野を含む文化及び文化的創造

3. 欧州共同体及び加盟各国は、第三国及び文化分野において権限のある国際機関、とりわけ欧州審議会との協力を促進する。

4. 欧州共同体は、この条約の他の規定に基づく措置を執るに際して、文化的局面を、特に文化の多様性を尊重し、促進するために考慮する。(以下略)

ここにみられるように EU の国際交流政策の基本は、各構成国の文化、地域的多様性を維持しながら「多様性の中の統一」を目指すという点にある。

また基本的に教育、文化に関わる施策については、その権限は構成国に権限があり、EU としての活動は、これを補完するものであるという位置付けになっている。したがって、EU では加盟国の文化政策の後押しをするにとどまり、各加盟国内のものや二国間のもものは基本的に対象外としていて、三カ国以上に関わる事業が主たる対象となっている。

#### 1-1-4 EU 諸機関との政策実施プロセス

図1にあるように EU の政策領域は、EC、共通外交安全保障政策、司法内務協力という3つの柱からなっていて、それぞれ政策決定過程は異なっている。巻末別添資料図2は第1の柱である EC の政策決定についての諸機関の関係を、極めて簡略化して図にしたものである。EC に関わる領域では、欧州委員会 (European Commission) が発議し、閣僚理事会 (Council) が決定を行う。その過程で欧州議会 (European Parliament)、地域委員会 (Committee of the Regions)<sup>4</sup>、あるいは経済社会委員会 (Economic and Social Committee)<sup>5</sup>が諮問を受けて、欧州委員会や閣僚理事会に意見を提出するというのが、基本的枠組みである。第2の柱である共通外交安全保障 (CFSP) では、首脳会議である欧州理事会 (European Council) が一般の方針・原則を決定し、閣僚理事会がより細かい共通の立場や共同行動を策定する。第3の柱である司法内務協力では、構成国あるいは欧州委員会の発議に基づいて、閣僚理事会が決定する。なお、刑事司法、税務管理、欧州警察機構などの分野では、構成国にのみ発議権が与えられている。

EU の国際交流政策は、巻末別添資料図1における第1の柱の EC が関与する分野である。

<sup>4</sup> 加盟各国内の地域の代表からなる組織で、EU の地域的多様性の考慮して関係する分野での諮問を受けて、意見を述べることができる。

<sup>5</sup> 各種利益団体からなる委員会で、地域委員会同様、諮問された分野について意見を述べることによって、政策に関与する。

ECのその他の政策分野と同様に、EUの政策決定・実施の手順は、欧州委員会が政策を提案し、欧州議会への諮問・承認を得ながら閣僚理事会によって議決・支持されて委任されるかたちで政策の執行を行うというものである。以下、EUの政策決定・実行に関わる主要機関を概説する。

### (1) 欧州委員会

欧州委員会は、様々な政策を発議し、実行に移す役割を担うEUの政策執行機関である。各委員の下には、それを支える約1万6000人（1996年末現在）のユーロクラットと呼ばれる欧州官僚がおり、対外関係、教育・文化、農業など分野ごとの総局（DG）を構成している。

欧州委員会委員長は、構成国政府の協議で候補者が選ばれ、欧州議会が承認を行う。そして委員長と構成国政府が改めて各委員の人選を責任分担を含めて協議し、委員長とともに委員名簿一括して欧州議会に諮られ、承認を得ると、構成国の合意によって最終決定される。そして、一度欧州委員として選ばれると、出身国政府から離れた独立した立場で、EU共通の利益のために職務に専念することが義務づけられている。

欧州委員会の任務には、①規則、指令、決定、勧告、意見など法案の発議、②加盟国政府や企業、個人、EU諸機関に対するEU法遵守の監視・制裁、③欧州社会基金、欧州地域開発基金等の管理・予算執行、④第3国や国際機関との外交交渉・協定締結、⑤加盟国間の意見対立の調停、⑥共通外交安全保障政策分野への全面的な参画、などが挙げられる。

### (2) 閣僚理事会

閣僚理事会は、加盟国の閣僚レベルの代表により構成され、出席する閣僚や争点に応じて総務閣僚理事会（外交閣僚理事会）、農業閣僚理事会、教育閣僚理事会などと呼ばれる。欧州委員会が発議する法案に対し、これを審議・承認して決定する役割を担うEUの立法機関である。法案の決定当たっては、従来は加盟国に死活的問題についてはコンセンサス方式を原則とし、決定に非常に時間がかかっていたが、条約の改定が進む中で、加重特定多数決という評決方法が次第に重みを増し、その結果、決定が迅速してきた<sup>6</sup>。

### (3) 欧州理事会

欧州理事会はEU加盟国の首脳会議であり、そもそもEC/EUの正規の機関ではなかったが、閣僚理事会で収拾できない課題の政治決着の場として活用されてきた。1974年12月にパリで開かれたEC首脳会議で定例化が決定され、単一欧州議定書によりその存在が明文化され、翌1975年3月のダブリン会議以降、定例会として年2回開かれている（特定

---

<sup>6</sup> 加重特定多数決は、現在では、域内市場関連のほか、環境、開発援助、公衆衛生、運輸、研究技術開発、消費者保護、競争政策、雇用政策、労働者保護、男女機会均等、社会政策やヴィザ政策の一部、あるいは共通外交安全保障政策や司法内務協力の一部などにも適用されるようになった。ただし、文化・教育に関する分野は従来通りのコンセンサス方式による決定である。

の問題についての臨時欧州理事会も開催される)。各国の国家元首・首相と EC 委員会（現欧州委員会）委員長が出席し、外相と EC 委員会委員 1 名により補佐されると定められた。マーストリヒト条約以降は、EU 全体に関わる政策的指針を示すことが役割となっており、欧州理事会での決定は閣僚理事会での決定により、正式に EU の決定事項とされる。

#### (4) 欧州議会

欧州議会は諮問機関的な位置付けに置かれていたが、1979 年に直接普通選挙が導入されたことを契機に、次第にその権限を拡大してきた。EU には従来から、欧州委員会や閣僚理事会で政策が全て発議・決定され、その過程に市民の直接民意の反映がなされないという「民主主義の赤字」が指摘され、批判を受けてきた。欧州議会の直接選挙導入とその権限強化は、こうした批判への対処するためでもある。

従来は政策決定過程で諮問手続に加わるほか、EU 予算の最終決定権などを有していたが、今日では、閣僚理事会の決定に部分的な拒否権を発動できる協力手続や、閣僚理事会と同等に法案を審議し決定する権限を有する共同決定手続を経る分野が増大し、対外的には EU としての国際条約締結の最終承認権を備えている。共同決定手続に付される分野としては、単一市場、社会政策、消費者保護、教育、文化、公衆衛生などがある。また、欧州委員会の人選に当たっては、委員長及び委員全員の承認権を持つほか、欧州委員会に対する不信任決議権も有している。

議員の任期は 5 年で、議席数は 1999 年 6 月に実施された選挙の時点で 626、加盟国ごとに定数が異なる<sup>7</sup>。選出された欧州議員は、通常、国別ではなく、欧州社会党、欧州人民党、緑の党といった主義・主張などを共有する政党グループ単位で行動する。

## 1-2 欧州の国際交流政策に関わる主体

欧州における国際交流事業については、基本的には各加盟国政府の専管事項であり、加盟国政府の決定に基づき個々に行うことになっている。しかし、それ以外に多数の国が関わる事業として、EU の文化・教育に関わる事業と欧州審議会（Council of Europe）の行う文化関連事業がある。従って、欧州において行われる国際交流政策に関わる主体としては次の 3 つが挙げられる。

- 各加盟国政府
- 教育・文化総局（第 10 総局）：欧州委員会の中にある複数の総局の一つで、文化・教育分野を担当する

<sup>7</sup> 国別の配分は、ドイツ 99、フランス、イタリア、イギリス 87、スペイン 64、オランダ 31、ベルギー、ギリシャ、ポルトガル 25、スウェーデン 22、オーストリア 21、デンマーク、フィンランド 16、アイルランド 15、ルクセンブルク 6 である。

## - 欧州審議会

ここでは、後者二つの組織を中心に欧州の国際交流政策に関わる主体の性格と背景について概観する。

### <EU の教育・文化総局>

現在、文化、教育、言語などの分野についての国際交流事業を行うのは、欧州委員会の第 10 総局（教育・文化総局：DG X）である。1999 年以前は、情報、コミュニケーション、文化、視聴覚メディアなどを扱う第 10 総局と、教育、職業訓練、青少年問題を扱う第 22 総局とに分かれていた<sup>8</sup>。1999 年 9 月に現在のロマーノ・プローディを委員長とする欧州委員会が発足して、ビビアン・レディング（Viviane Reding：ルクセンブルグ出身）が就任した時点から、第 10 総局は両局の分野を統合するかたちとなり、現在では、教育、職業訓練、青少年問題、文化、スポーツ、市民権、視聴覚、言語が対象分野とされている。

国際交流政策の領域をどの範囲と捉えるかにもよるが、芸術、文化、文化遺産という狭義の文化、留学生の交流、言語プログラムの支援など、EU としての国際交流政策の実施主体としては第 10 総局がほぼすべてを行っているといえる<sup>9</sup>。

### <欧州審議会>

1949 年に英国のチャーチル元首相らの提唱により設立された欧州審議会（Council of Europe）は、ヨーロッパレベルとしては最も古く、第二次世界大戦後、欧州統合へと向けた試みの初めて結実であった。今日の欧州統合へと繋がる経済的・政治的、そして軍事に関わる領域からは離れ、人権の擁護、民主主義の普遍化、文化の保護・発展への関与などを中心に、欧州の基本的価値の番人として、教育・文化などの分野において重要な役割を果たしてきた。EU とは独立した別の組織ではあるが、両者の関係は深く、その思想は近い。現在、旧共産圏からも多く含む 43 の加盟国（2001 年 1 月加盟のアルメニア、アゼルバイジャンの加盟時点）から構成されている。本部は欧州議会と同様に、フランスのストラスブールにある。

その活動目的は、加盟国の共同の遺産である理想と原則を擁護・実現し、加盟国の経済的・社会的進歩を容易にするため、一層大きな一致を達成することである。経済的、社会的、文化的、科学的、法律的、行政的事項、及び基本的人権の維持と実現について活動するが、国防に関わる分野は含まれていない。以下の三点が、主要な目標として掲げられている<sup>10</sup>。

<sup>8</sup> 第 10 総局は Marcelino Oreja Aguirre（スペイン）が、第 22 総局は Edith Cresson（フランス）が担当委員であった。

<sup>9</sup> その他の部局としては対外関係総局の一部が人的交流プログラム（若手のビジネスマン交流など）を扱っているのみである。

<sup>10</sup> 駐日欧州委員会代表部広報部『europe』March/April 1997、pp.24- 26.



- 人権、議会制民主主義、法による統治を守る
- 加盟国の社会的・法的慣行の規範確立を目的として欧州大陸における合意を形成する
- 共通の価値感に基づき、異文化の壁を越え欧州の独自性の自覚を促す

具体的には、人権と多元民主主義の保持、欧州文化アイデンティティの覚醒とその発展、欧州社会の直面する問題（マイノリティ、外国人排斥、環境保護、エイズ等）の解決策の模索など、欧州審議会の教育・文化政策は、欧州としての一体性の強化を図ることを目指している。例えば、1993年10月の「ウィーン宣言」においては、「文化面での協力は、教育、メディア、文化活動、文化遺産の保護と発揚、若者の参加を通じて促進されるが、そのために欧州審議会是最良の手段となる。文化協力は、凝集力と同時に多様性を有する欧州を確立するための基礎となる」とされている。

欧州審議会の機関としては、加盟国外相で構成する閣僚委員会と、加盟国議会の議員で構成される議員総会と事務局がある。政策実行の手段としては、勧告・規約、技術援助事業（特に文化遺産保護）、訓練事業（教員、文化担当行政官、職人等）、欧州意識の発揚キャンペーン、芸術家や教員・学校間のネットワーク拡充などが行われている<sup>11</sup>。1950年の欧州人権条約及び欧州人権裁判所・人権委員会を通しての人権擁護の面、1954年の欧州文化条約を基礎とした姉妹都市縁組みや欧州文化都市年行事による国際交流の面で中心的役割を果たしてきた。

また EU 加盟国はいずれも、加盟以前にすでに欧州審議会のメンバーであることも重要なポイントである。欧州審議会と EC は、旧ソ連諸国の民主化とそれに向けた法制度整備への取り組みを支援する共同プログラムに調印し、両者が共同で資金を提供するなど、相互の協力関係は強まる一方である。

## 2 EU に関する国際交流政策

### 2-1 域内交流について

#### 2-1-1 プログラム

マーストリヒト条約において規定された「文化条項」に基づいて、EU は域内の文化的多様性を維持しつつ、EU としての共通のアイデンティティを育成するべく、域内の国際交流を後押ししている。政策の方向性としては、ヨーロッパの共通性の認識、育成に寄与すること、そして加盟国間の文化的・人的交流を促進するということが、この二点が強く意

<sup>11</sup> 坂井一成「欧州の三層構造論の再検討—教育・文化政策を中心として—」『一橋論叢』第118巻第2号、pp.311-313.

識されている。複数年にわたり、多数の文化・教育に関わるプログラムが実施されてきた。中でも、マーストリヒト条約において共通教育政策に関する基本方針が規定されたことをうけ、教育交流分野を中心とする人的交流に力点が置かれているといえる。教育については、1995年には三つのプログラムに統括されて実施されてきた。普通教育全般を扱う「ソクラテス」、職業訓練を対象とした「レオナルド」、そして若者の幅広い相互交流を促す「青年の欧州」の三つのプログラムである。

DG X が行う主なプログラムの概要は以下の通りである<sup>12</sup>。

- (1) ソクラテス (Socrates)
- (2) レオナルド・ダ・ヴィンチ (Leonardo da Vinci)
- (3) 青年の欧州 (Jeunesse)
- (4) テンプス (Tempus)
- (5) カルチャー2000 (Culture 2000)
- (6) メディア・プラス (MEDIA Plus)

#### (1) ソクラテス(Socrates)

ソクラテスは1995年からの第一次5カ年を経て、2000年から2006年の7年間の第二期に引き継がれている。その目的として、「ヨーロッパ人・ディメンションを促進し、加盟国間の協力を推進しながら、教育の質を改善すること」を掲げている。具体的にはさらに8つの行動分野に分類されて実施されている<sup>13</sup>。

コメニウス (Comenius) : 中等教育までにおける異文化間交流を対象  
 エラスムス (Erasmus) : 高等教育機関における学生と教員の交流  
 グルンドヴィイ (Grundvig) : 成人のための生涯学習の支援  
 リングァ (Lingua) : 言語教育の教授と学習<sup>14</sup>  
 ミネルヴァ (Minerva) : 教育における情報とコミュニケーション技術の開発  
 調査報告と教育革新 : 各国の教育統計、政策、問題などの比較研究  
 他のプログラムとの共同事業 : 「知のヨーロッパ」創設へ向けての連携  
 付帯施策 : 協力体制づくり、各分野間の連携

予算規模は7年間で18.5億ユーロ(約2072億円)<sup>15</sup>が割り当てられている(1995-1999)

<sup>12</sup> DG X の教育・文化に関わるプログラムについては、Commission européenne, *Le guide des programmes et actions*, Luxembourg, 2000 を参考にまとめた。

<sup>13</sup> ソクラテスについては園山大祐「EUにおける教育政策の進展－第2次 SOCRATES/LEONARDO 計画の概要」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第22巻第2号、591-597頁を参考。

<sup>14</sup> Sources d' Europe, "LINGUA, promotion de l'apprentissage des langues (2000-2006)", 13/11/00.

<sup>15</sup> 1ユーロ=112円で換算。(2001年10月)

年の5カ年は8.5億ユーロ〔約952億円〕。参加国は加盟15カ国に加えて、EEA（欧州経済地域）の3カ国、加盟国候補の中東欧の10カ国、そしてキプロス、マルタ、トルコをも含む31カ国となっている。1999年までの5カ年の実績としては、ソクラテス・プログラムの予算のおよそ半分が当てられるエラスムスによって2000の大学が制度協定で結ばれ、46万人の学生が留学の支援を受けている。コメニウスでは1万人の学校が学校協定を締結して、単位の相互認定などを行った。リングアは、ヨーロッパ市民の形成という目的において不可欠な言語教育への援助で、自国以外のEU公用語の習得や低頻度使用言語の学習を促すことによってEUの文化的多様性の保持を目指している。この事業では、先の5年間において4万人の学生が外国語学習のための留学を行った。

### (2) レオナルド・ダ・ヴィンチ (Leonardo da Vinci)

レオナルド・ダ・ヴィンチ計画は、若者を主たる対象とした労働者の職業訓練を扱うプログラムで、労働者の質の向上、そのための職業訓練機会の拡大、新たな雇用へと繋がる技術革新への対応などが重視されている。また社会的弱者が職業訓練に参加する機会の確保についても配慮がなされている。2000年からの事業は5つの具体的な行動計画からなり、トランスナショナル・モビリティ（採用前の職業訓練、採用後の継続訓練におけるヨーロッパ・ディメンションの強化）、パイロット・プロジェクト、外国語能力の向上、トランスナショナルなレベルでの情報網の形成、新しい分野の職業訓練に関する教材作成への支援である。レオナルド計画全体の予算規模は前5カ年の7.5億ユーロ（約840億円）から、2000年からの7年間の予定で11.5億ユーロ（約1288億円）に拡大している。

### (3) 青年の欧州 (Jeunesse) <sup>16</sup>

青年の欧州計画は、若者（15歳から25歳の域内在住の若者を主な対象としている）の幅広い相互交流全般を促進しようとするものである。他国でのボランティア活動への参加など、他の加盟国の社会、経済、文化に親しみ、異文化交流を体験を通して欧州諸外国の若者と共有する利益の発見による「欧州人」としての一体感の向上を目指すことがその目的として挙げられる。2000年からの7年間で5.2億ユーロ（約582億4千万円）の予算が計上されている。

### (4) テンプス (Tempus : Trans-European mobility scheme for university students)

Tempusは、大学生を対象とした高等教育の協力プログラムである。経済的・社会的改革を支援するもので、中・東欧諸国を対象としたTempus PHAREと旧ソ連及びモンゴルを対象としたTempus TACISがあり、これらの国における高等教育制度の再建を支援することを目的としている。

<sup>16</sup> Sources d' Europe, " Programme JEUNESSE, coopération dans le domaine de la jeunesse (2000-2006)", 13/11/00.

また、2000年以降の共通教育政策の基礎理念である「知の欧州に向けて」(Pour une Europe de la connaissance)が、教育関係閣僚理事会において採択されたが、ここでは失業問題を念頭に、教育と労働の接続に重点をおくこととされ、政策の焦点として、①欧州市民の教育環境へのアクセスの促進、②教育を提供する機器等の技術革新、③教育の質の向上を挙げた。この目的を達成するため、域内の学生・教員などの移動・交流のさらなる促進、マルチメディア機器の開発・普及、言語能力及び異文化理解の向上、非国家間(企業間、教育機関、地方自治体間など)の教育上の協力関係の整備が重要であるという方針が示された。

#### (5) カルチャー2000 ( Culture 2000 )<sup>17</sup>

カルチャー2000は、欧州委員会の教育・文化総局の行う総合文化プログラムで、2000-2004年の5年間の期間で、1億6700万ユーロ(約187億400万円)の予算が当てられることになっている<sup>18</sup>。プログラムの趣旨としては、ヨーロッパの人々における共通の文化の発展に寄与するために、国境を越えた文化協力とヨーロッパ・アイデンティティの発展・強化に力点が置かれ、芸術・文化に対するアクセスの促進、トランスナショナルな交流の進展などが推進されている。カルチャー2000の目的としては、以下の6点が挙げられている。

- ①文化や歴史についての相互対話や相互認識
- ②国境を越えた文化の普及と作品のみならず、(とりわけ若者や社会的弱者に重点を置いた)文化創造に関わる主体の交流
- ③創作や新しいかたちの文化的表現の活用
- ④欧州共通の重要な遺産の欧州レベルでの活用
- ⑤社会的・経済的発展における文化の役割の考慮
- ⑥経済的発展、社会統合や市民権意識の普及に寄与するものとしての文化間の対話の促進と文化の再認識

具体的には次の三つの行動計画から構成されている。

- 特定の短期(かつ/あるいは)小規模な活動。最低でも3カ国が参加していることが条件。多くの場合において、一件につき5万から15万ユーロが助成される。
- 長期にわたり、広範囲で行われる活動。5カ国以上の参加が条件。3年程度の活動が射程。30万ユーロが上限で助成を受けることができる。

<sup>17</sup> Sources d' Europe, " Programme CULTURE 2000 (2000-2004 )", 14/11/00.

<sup>18</sup> 1996年から1999年の間に展開された、Raphaël(ラファエロ:文化遺産保護)、Kaléidoscope(カレイドスコープ:芸術支援)、Ariane(アリアンヌ:文学支援)という三つのプロジェクトが統合されるかたちで2000年からCulture 2000が始まった。

- ヨーロッパレベルあるいは国際的な特別の文化事業。ヨーロッパの文化的多様性を認識し、ヨーロッパ市民の文化的対話を可能にするような象徴的事業に対して行われる。代表的な事業として、「欧州文化首都」、文化賞などの主要行事がこれにあたる。一件に対して、15万から30万ユーロが助成される。

### **欧州文化首都 (European Capital of Culture)<sup>19</sup>**

「欧州文化首都」事業は、文化的多様性の保持を基本とする各加盟国の独自の文化や歴史への理解と尊重、域内の文化のネットワーク構築を目指して1985年に始められたプロジェクトである。当時のギリシアの文化相、メリナ・メルクーリが構想を提唱し、第一回のアテネを皮切りにこれまでも毎年、域内の一都市が閣僚理事会においてその年の「欧州文化首都」に指名されてきた。この事業では、選出された都市特有の文化遺産、卓越した文学・芸術活動などによって、多様性の尊重と欧州文化の底流をなす共通性の伝達を行ってきた。

開始から16年目にあたる2000年は、カルチャー2000の枠組みの中で支援を受けると同時に、都市の選定にあたっては、EU域内にとどまらず欧州の広範な地域を対象とすることになった。そして同年は、2000年という区切りの年を記念して、特別に9つの都市で開催された。アヴィニョン（フランス）、ベルゲン（ノルウェー）、ボローニャ（イタリア）、ブリュッセル（ベルギー）、ヘルシンキ（フィンランド）、クラクフ（ポーランド）、プラハ（チェコ）、レイキャビック（アイスランド）、サンティアゴ・デ・コンポステラ（スペイン）である。

9都市はそれぞれ、多彩なプログラムを展開し、これらの都市を拠点にさらに他の都市にも会場を設け、欧州の広範な地域で欧州文化の創造と文化を通じた結び付きのための活動が展開された。例えば、ブリュッセルでは、テーマを「都市」として、様々に交錯する人々と多様性を誇る欧州文化に焦点を合わせた。350以上もの芸術・教育プログラムによって都市の過去の記憶と未来像を探る試みがなされた。またレイキャビックは、「文化と自然」とテーマとして、文化首都9都市間の協力を中心に、70以上の共同プロジェクトを行った。9都市から募集した若者90人が、アイスランドの歌手ビョークと合唱するという「欧州の声」の公演の皮切りの舞台にもなった。

欧州文化首都事業は、2000年より、EUの文化政策の枠組みの中でのプログラムとして実施されることとなった。多様性の尊重と欧州共通の意識を文化的な手法で積極的に探り、社会的結束の強化にまでつなげようというものである。2001年はロッテルダムとポルト、2002年にはブルージュとサラマンカに決定している。

<sup>19</sup> Sources d' Europe, " Capitales européennes de la culture : Villes européennes de la culture et Mois culturel européen ", 13/11/00 : 駐日欧州委員会代表部広報部 『europe』 March/April 1997, pp.24-26.

## (6) メディア・プラス (MEDIA Plus)

メディア・プラスは域内において、さらには世界市場の中でのヨーロッパの視聴覚産業の競争力の向上をはかるもので、ヨーロッパの言語と文化の多様性を最大限に尊重しながら、欧州の視聴覚作品の発展と普及を支援する目的を持っている。2001-2005年の5年間で、4億ユーロ（約448億円）が計上されている。このうち、5000万ユーロはこの分野での職業訓練に、残りの4.5億ユーロはヨーロッパの視聴覚作品の発展と普及、宣伝などに使われることになっている。

以上が教育・文化総局が行っている6つのプログラムの概要である。これ以外にも、大学におけるEUの研究・教育を促進する目的の「ジャンモネ計画」やマルチメディア分野の強化を目指す「eLearning」など、いくつかの文化事業が実施されている。

## 2-2 EU域外との国際交流について

EU域外諸国との国際交流は、各加盟国が個別に行うものが主であるが、EUとして行う域外諸国との文化領域での事業も行われている。アジアとの関係においては、日本との間で日・EU間の教育と文化に関するワークショップが開催され、単位相互認定制度をはじめとする大学間の協力プロジェクトに基盤づくりを目指している。

対地中海地域、対アフリカなど、加盟国が各々直接に進める二国間交流を補完するかたちでのEUとしての域外との国際交流事業は、教育分野での人的交流を中心に今後も拡大する傾向にあると思われる。例えば、中南米諸国との間では教育分野での交流が活発化している。2000年11月には「ヨーロッパ＝ラテンアメリカ＝カリブ高等教育担当大臣会合」がEU議長国フランスとラテンアメリカ代表のブラジルとの共同主催で、パリにおいて開催された。新技術と遠隔教育、高等教育と雇用の接続、人材交流の活性化と学位の調整強化の三点を柱とした教育交流についての協力が宣言された。

また、EUとアセアン（ASEAN：東南アジア諸国連合）との関係は、地域対地域の交流という点において独特であった。ここではASEANとEUの関係に言及し、両地域間の国際交流の分野での取り組みをみてみる。

### 2-2-1 アセアン諸国

1967年のバンコク宣言によって設立されたASEANはECとの関係構築へと動き、1973年の対話の制度化によって、ECはASEANの初めての域外パートナーとなった。その後ASEANの制度的整備や、拡大とそれに伴う関係が難しくなったなどの時期を経て<sup>20</sup>、1994年の7月に提出された「新アジア戦略に向けて」という包括的なアジア政策の提示、ASEM

<sup>20</sup> 東ティモールにおける人権抑圧の問題や、ミャンマーの軍事政権の問題、またフランスの核実験へのアセアン側の非難などがあげられる。

(アジア欧州会議) の設置へと向けて動いた<sup>21</sup>。

第一回 ASEM は、1996 年 3 月にバンコクにおいて開催され、①政治と安全保障、②経済協力、貿易、投資、③その他の領域での協力の三つの分野において議論がなされた。会議後に出された議長声明においては、「さらなるアジア欧州パートナーシップ」が謳われ、政治対話の強化、国連憲章と世界人権宣言などの尊重、軍縮協力、経済関係の拡大、その他の分野での協力推進などが提唱された。その他の分野とは、科学技術交流・人材開発協力・開発協力、環境問題、国際犯罪に対する協力、両地域間の文化的関係、とりわけ人的交流の促進などである。

国際交流に関する措置としては、①シンクタンクと文化団体の交流促進のために、アジア欧州財団をシンガポールに設置すること。そのためにシンガポールが先ず 100 万米ドルの資金を拠出すること、②相互理解促進のためにアジア欧州大学計画を開始し、欧州の人々にアジアについて学んでもらうために欧州にアジア大学を開設することが合意された。これらのフォローアップ措置の実施は、次のようなものであった<sup>22</sup>。

- ①アジア欧州財団 (ASEF) の設置：知的・文化的交流を通して相互理解を深めることを目的に、1997 年に ASEF (Asia-Europe Foundation) を設立した。この機関を通じて、ASEAN 諸国と EU 諸国との間での知識人の往来、文化の紹介などの交流プログラムが実施されている。
- ②アジア欧州大学交流の促進
- ③青年交流：アジア欧州青年指導者シンポジウム (ミニ・ダボス会議) を 1997 年 3 月に日本、1998 年にオーストラリアで開催
- ④技術交流 (農業、環境保全、企業技術)：1997 年に北京で開催

### **アジア欧州財団 (Asia-Europe Foundation: ASEF)**

アジア欧州財団は、ASEM のメンバー国により、1997 年 2 月 15 日に設立された。アジアとヨーロッパの市民社会の拡大を促進し、両地域の相互理解を深めることを目的としている。

シンガポールに拠点を置き、アジア欧州会議のメンバー国の政府、企業、財団、個人からの寄付によって財源を得ている。ASEF が行う活動の基準は以下の通り。

- ASEM のメンバー国のみを対象とし、少なくとも 4 ヶ国以上が参加すること
- 未来志向で、はっきりとした結果をもたらすもの
- 地域間あるいはマルチラテラルに重要なテーマに焦点をあてる

<sup>21</sup> ジェームス・ファーガソン (正舂朝香訳) 「見過ごされた関係の発見」日本国際政治学会編『21 世紀の日本、アジア、世界』国際書院、1998 年。

<sup>22</sup> 田中俊郎、前掲書、pp.219-223。

- 価値を論証できるもの

### 2-3 その他の機関との関わり(他の加盟国の政策との関係について)

欧州における国際交流政策を全体として把握するには EU としての国際交流政策のみを扱うのは不十分である。基本的には欧州各国が独自に行う政策が第一であり<sup>23</sup>、さらに EU より古くから文化の分野での活動蓄積のあるその他の機関にも目を向けることが必要である<sup>24</sup>。ここまで EU として関与する国際交流政策プログラムを中心に分析したが、欧州で行われる国際交流事業全体からみればごく一部でしかないことを、認識する必要がある。EU の国際交流事業とその他の機関が行う国際交流事業との関わりについても若干触れておく。

#### 2-3-1 加盟国との関係

各加盟国の政策との関係であるが、これまで EU における国際交流政策は、基本的には各加盟国の専管事項とされてきた。しかし、マーストリヒト条約、そしてアムステルダム条約における文化条項の強化によって、「文化の多様性の促進と保障」が確認され、EU においても文化政策が重要な課題として認識されるに至った。この分野について、各加盟国と EU との間で、国際交流に関わる政策方針が大きく矛盾するものということは考えにくい。双方の間で何らかの政策の摺り合わせを行うようなシステムがあるわけではない。

ここでは各加盟国の実施する国際交流政策の中で、対 EU との関係がどのように位置づけられているのかについて検証する。具体的には以下の三点について英国、フランス、ドイツの状況を外観する<sup>25</sup>。

- 加盟各国において EU の枠組みでの国際交流をどのように位置付けているか
- EU の国際交流関係プログラムへの参加状況や意欲について
- 具体的なプログラムの例示など

#### (1) 英国

英国は EU 内でも、ヨーロッパへの愛着度がもっとも低い国として知られているが、現政権は、親ヨーロッパ中道左派政権であり、文化外交を通じて、「ヨーロッパ市民」としての自覚を国民のなかに定着させることに尽力し、ここにおいてブリティッシュ・カウンシルが

<sup>23</sup> マーストリヒト条約、アムステルダム条約においても EU の文化に関わる施策は、あくまでも加盟各国政府にその主権があることが前提である。

<sup>24</sup> 欧州審議会に加えて、特に欧州を対象としているわけではないが、ユネスコの活動が重要である。さらに全欧安全保障協力会議 (CSCE) においても「第三バスケット」の中で文化に関わる施策がみられてた。

<sup>25</sup> 加盟国政府の国際交流政策との関わりについては、各国担当者によって提供された以下のような情報をもとに筆者がまとめたものである。川村陶子によるメモ (2001 年 9 月 25 日)、「ドイツの文化交流政策と EU との関係について」；渡辺愛子による英国についてのメモ (2001 年 9 月 27 日)；岸清香によるフランスについてのメモ (2001 年 9 月 26 日)。それぞれの最終稿は本報告書掲載。



主導的役割を果たしている。英国で行われている EU プログラムの紹介部分には、人物交流や文化外交を積極的に行うことで、これまで EU の政治外交に関してはなにかと消極的・保守的姿勢が強調される英国のイメージを打破し、国際交流のようなソフトな側面から EU におけるリーダーシップを確立していこうという外交戦略が伺える。

外務省が中心となって英国とヨーロッパ諸国との関係向上をめざして立ちあげたプログラムに、「君の英国、君のヨーロッパ（‘Your Britain, Your Europe’）」がある。これは、欧州委員会が 6 ヶ月ごとに行っている EU 諸国における意識調査において、英国人の EU に対する意識がもっとも希薄であるという結果を受け、1999 年 11 月 26 日に、イングランドの 10 都市を前ヨーロッパ担当大臣キース・バツ（Keith Vaz）が巡回して、「国民のヨーロッパにおける英国の役割や、EU の加盟国となることで英国にもたらされる利益への意識を高めること」を目的としてはじまったプロジェクトである。この機会に、政府側と一般市民との間に、ヨーロッパ問題をめぐって議論の機会がもたれた他、「君の英国、君のヨーロッパ・ニュースレター」の刊行その他の活動がはじまった。

EU 拡大をめぐることは、民主的市民社会と市場経済の発展を支援する目的での資金援助などを積極的に行ってきた。その他、ヨーロッパ諸国や EU を国民にとってより身近なものにするための活動の一環として、昨年 2000 年から毎年 5 月 9 日の「ヨーロッパの日（Europe Day）」を祝う催しが外務省内で開かれている。「ヨーロッパの日 2000」の際には同省に 7,000 人の来訪者があり、ヨーロッパ内の文化の豊かさ、多様性を指し示すために、25 にのぼる EU 諸国や加盟候補国大使館による展示などを通して社交の場が設けられた。

EU が行う具体的なプログラムとの関わりについて、ブリティッシュ・カウンシルが行うものを中心にいくつかみてみる。「国際教育・訓練のための中央局（Central Bureau for International Education and Training）」は、1993 年 12 月にブリティッシュ・カウンシル内に併設された独立性の強い部局である。ここはカウンシルの「教育および訓練グループ」の一組織であり、教育・職能省の補助金を受けている。中央局は、EU 教育プログラムであるソクラテスと、レオナルド・ダ・ヴィンチを管理している。これらのプログラムによって、専門教育者、若者、被訓練者、教育訓練者はヨーロッパレベルの協力関係を通じて、種々のプロジェクトに関するアイデアやアプローチ方法を共有したり、技能や経験を得たりする機会を与えられている。

ヨーロッパを対象とした中央局の他のプログラムには以下のようなものがある。

- Graduate Teacher Programme：ヨーロッパ諸国からの大卒者がイングランドの学校において教習する機会を与えるプログラム
- Comenius Language Assistants：英国人が 3 ヶ月から 8 ヶ月の間ヨーロッパ諸国で教習経験をもつプログラム
- European Resource Centres for Schools and Colleges（ERCs）の開設：教師

や学生・生徒にヨーロッパに関連した情報提供を行い、学校教育におけるカリキュラムのなかでヨーロッパ・ディメンションの発展をサポートしようというものである。これによって、英国が EU の一員であるということを早いうちから生徒たちに認識させることが期待されている。

また、ERCs の文化情報欄には、「カルチャー2000」をはじめとする文化教育プログラムが紹介されている。ヨーロッパの総合文化プログラムであるカルチャー2000 をサポートするプログラム「EUCLID」は、英国における文化・芸術情報（資金提供、契約、ネットワーク、出版、イベントなど）を提供する英国の公式専門支援機関（UK Technical Assistance office）であり、みずからを英国の文化接点（UK Cultural Contact Point）と標榜している。EUCLID は、たとえばカルチャー2000 の情報提供や参加募集を行うだけでなく、イベント応募者に対する助言やアドバイスも行っている。

また、ブリティッシュ・カウンスルの Connect Youth International（旧称 Youth Exchange Centre）は、若者に国際経験を与えるためのプログラムを運営し、その諸活動は外務省、教育・雇用省、欧州委員会より資金提供を受けている。これらの資金援助によって、Connect Youth International は、EU、西欧、中東欧、イスラエル、米国、中国そして日本への若者の交流をサポートしている。さらに、ヨーロッパおよび EU 関連のプログラムには、European YOUTH programme がある。2000-01 年度には、1 万 3,000 人の英国青年がこの交流プロジェクトに参加した。英国は、450 名の長期ボランティアを受け入れ、その他 100 名あまりの就職斡旋を行い、地方に派遣した。代表的なプログラムとしては、18 歳から 25 歳までの若者がヨーロッパの一地域において一年以内の就労を行う「ヨーロッパにおけるボランティア活動（European Voluntary Service）」がある。

## (2) フランス

文化通信省では、大臣官房付の一部局として 1982 年に設置された国際部（Département des Affaires internationales : DAI）が、省内の関係部局と他省庁の関係部局との調整、協力により、同省の国際政策の策定にあたっている。文化の多様性の推進と、国際文化協力の発展という二つの目的のもと、4 つの事業領域があり、その一つとして、「ヨーロッパ及び多角的文化協力の振興」が位置付けられている。DAI の主たる業務は、大臣の演説や外国訪問の準備、省内諸部局の国際政策の調整と推進、さらに、国際文化事業に関わる助言、査定、奨励、助成となっている他、欧州審議会、及びユネスコにおいても文化通信省の代表を務めている。

「カルチャー 2000」など、EU レベルで行われるプログラム への取り組みや、域内の文化協力に関してのフランス側の準備は DAI によって進められている。フランスのヨーロッパ域内文化協力に対する取り組みは、文化通信省の国際政策の重要な課題とされてきた。「フランスは文化的多様性の維持のための絶え間ない闘争の先頭に立っており、ヨーロッパが国

際舞台に強く訴えるよう、そして文化産品が単なる商品として扱われないよう、ただ一つの共同見解を示すことを望んでいる」という文化通信大臣が行った演説に見られるように、文化産業分野への取り組みにはとりわけ熱心である。DAI は、2000 年後期にフランスが EU 議長国を務めるにあたって、文化事業計画、ヨーロッパ文化ネットワークと財源、EU 対外政策、課税等の規制措置などのテーマについて、作業グループを設置した。

DAI は、世界文化会館 (Maison des Cultures du monde : MCM) の協力により 1997 年末に「ヨーロッパの文化資金 ブリュッセル・ガイド」を発行し、その後 1998 年には、DAI と欧州委員会の助成団体である“Relais culture Europe” のパリでの設立に携わった。本団体は、ヨーロッパの文化事業に関する情報提供、欧州委員会への提案されたプロジェクトの通知、プロジェクト計画作成にあたっての事業者への助言など、専門家・業界関係者に対する便宜供与にあっている。また、DAI は、「欧州共同体の概況」と題する文化の分野における欧州共同体の文書録を毎月まとめており、雑誌 *Culture Europe* への助成も行い、関係者への情報提供に努めている。ヨーロッパ規模で活動する文化団体である *Pépinières pour jeunes artistes*、*Banlieues d'Europe*、*Forum européen pour les arts et le patrimoine*、*Union des théâtres de l'Europe* 等への助成も行っている。

### (3) ドイツ

EU の枠組での国際交流については、基本的に対外文化政策 (一般的な国際交流政策) の一環として位置づけられている。具体的には、対外文化政策の中に「多国間 (マルチラテラル) 文化協力」という下位政策分野があり、そこで EU、欧州審議会、ユネスコが主要な協力枠組みとして挙げられている。ただし、近年では、EU の国際交流が対外文化政策よりもむしろ「ドイツの対 EU 政策」の一部と認識されることもある。例えば、「EU における文化協力」というホームページは、対外文化政策のページではなく、ドイツの EU 政策のページにリンクされている。いずれの場合も、EU の国際交流は、少なくとも外務省当局としてはドイツが一国で行う対外文化政策に取って代わるものではなく、それを補完するものと考えられている。様々な文書の中では、EU 文化協力の目的として、「域内市場とユーロだけではないヨーロッパ」を達成するための市民の一体感醸成がいわれる。しかしそれに加えて、常に「域内の文化的多様性の保障」が強調されており、むしろどちらかといえばこちらのポイントに力点が置かれることが多い。また、純粋な国際交流事業だけでなく、他の政策領域における文化関連の 이슈にも、「文化協力」の一環として関心が払われている。

EU の国際交流関係プログラムへの参加状況や意欲については、全般的印象としては、ドイツは EU の文化協力推進に肯定的であり、参加にも意欲的なようである。また、イシュー的には、歴史分野での相互理解・交流事業において、ドイツがイニシアティブを取っている。特に東方拡大を控えた現在、域内諸国国民が相互の歴史を知ることは、「多様性に基づくヨーロッパ」の自己意識醸成に役立つ、という見解がみられる。

具体的なプログラムとの関わりで例を挙げると、以下のようなケースについて積極的な関与が認められる。

- カルチャー2000 への参加：2000 年には、カルチャー2000 の枠組みで、ドイツは219の多国間事業のうち、19で代表国、70で協力国になった。
- 欧州文化首都：1999年にはワイマールが「欧州文化首都」となり、東西ドイツの統合と東西ヨーロッパの一体性を象徴する意味合いも込めて、盛大に諸事業が行われた。
- 域内諸国の歴史の相互理解：1999年初めにこの分野の交流を推進すべくドイツが議論を起し、「欧州共同体の文化的活動に歴史を含める決定」を採択することに成功した。
- PHARE プログラムなどを通じた、域外諸国（特に東欧・旧ソ連地域諸国）への文化面での支援への積極的関与
- 加盟国のナショナルなメディアの国際競争力強化
- （芸術家などの）労働力移動に伴う諸権利の保障
- 書籍の域内市場統合とドイツ語圏諸国の再販制度のバランス
- 域内の地方（region）振興における文化産業の役割重視

### 2-3-2 欧州審議会との関係

その他の国際機関として、先に述べた欧州審議会がある。とりわけ欧州審議会はヨーロッパにおける文化政策をみる上では非常に重要な位置を占めている。ヨーロッパの自由民主主義諸国によって構成される欧州審議会は、文化、人権などに関わる領域において1950年代から着実に事業を展開してきている。アムステルダム条約151条では、「欧州共同体及び構成国は、第三国及び文化分野において権限のある国際機関、とりわけ欧州審議会との協力を促進する」と謳われていて、両者の協力関係の重要性が認識されている。

欧州委員会は、1987年以降、欧州審議会におけるほとんどの政府間の専門家委員会と、閣僚委員会、環境、教育、文化、法務などの部門ごとの閣僚会議に委員を参加させるという取り決めを行い実行している。欧州委員会と欧州審議会の首脳の会合も定期的で開催され、欧州委員会の権限の及ぶ問題領域でなされる欧州審議会の協定・条約には欧州委員会に参加する機会が増えている。マーストリヒト条約においても教育・文化に関する新たな規定については、欧州審議会との協力を呼びかけていて、ブリュッセルにEUとの連絡事務所を設けるなど、両者の間には建設的な相互作用が存在している。

#### 欧州言語年 2001 (European Year of Language 2001) <sup>26</sup>

例えば、EUと欧州審議会の協力関係を示す事業の一つとして、「欧州言語年2001」があ

<sup>26</sup>駐日欧州委員会代表部広報部『europe』October/November/December 2000、pp.24-26.

る。1999年に、欧州審議会の意思決定機関である閣僚委員会が2001年を欧州言語年とすることを表明した。これに対し、EUでは閣僚理事会と欧州議会が欧州言語年に関する決定を行い、両者の共催という形で汎欧州的な行事として実施されることとなったものである。EUの11の公用語のみならず、少数地域言語や移民の言語、欧州の経済的パートナーの言語までがその対象となっている。過去そして現在、さらに未来においても欧州における言語の多様性を尊重し、その多様性こそがEUとしての発展の活力となるという趣旨のもとに大規模な事業が行われている。

その内容は、言語の多様性を、欧州の強みとして讃え、2001年の一年間を通して、あらゆる場面における語学学習の機会を奨励するというものである。欧州審議会加盟国を中心に45ヶ国が参加を表明し、その対象は学習する側、教育する側のみならず、マスコミ、行政、NGOなど幅広い。各地で、言語に関するフェスティバルや展示会の開催、語学学習者へのガイドブックの発行、欧州審議会が策定した「地域言語及び少数言語に関する欧州憲章」を広く普及するための活動などを中心に、一年間を通して数多くの行事が行われている。欧州言語年は欧州で使用されるあらゆる言語を対象としている。すべての言語が、等しく欧州の文化遺産であり、多様性を尊重する欧州の未来像に不可欠なものであることをアピールしている。

### 3 おわりに

以上のように、EUにおける教育・文化に関する施策を重視する傾向が益々強まる中、2000年のリスボン欧州理事会では、EUが世界で最も競争力のある力強い経済になることを新たな戦略目標に設定した。このための重大な基本条件の一つとして、教育と職業訓練政策が非常に重要な役割を果たすという認識が共有されるに至った。そのためには、「教育プログラムの具体的な将来目標」について全面的に考慮する必要があるとして、その作業が教育担当大臣たちに求められることとなり、教育の質の向上、教育を受ける機会の増大、プログラムを広く世界に開放することが目標として設定された。このような戦略的な観点からも、今後もEUとしての教育政策への関与は強化されることが予想される<sup>27</sup>。

一方で、欧州における国際交流は、各加盟国によるもの、欧州審議会の着実な実績、それ以外にも民間レベルのネットワークなど、複雑に絡み合いながら着実に蓄積され、定着してきている。その中でEUとして行われる国際交流政策は、欧州の共通のアイデンティティの構築という明確な目標を掲げながらも、それはあくまでも「多様性の中の統合」を前提にするものであり、各加盟国の文化、さらには多様な地域の文化などの保護と発展を重要な課題として、その多様性こそが欧州のアイデンティティの基盤であり、発展の力と

<sup>27</sup>坂井一成「模索続く21世紀のEU教育統合—南仏ニュース会議での首脳会議でも論議」『内外教育』第5172号、2001年；駐日欧州委員会代表部広報部『europe』Spring 2001、pp.24-26.

なることが一貫して強調されている。EU レベルで実施される数多くのプログラムもこの理念を背景に、言語の多様性、都市や地域の多様性を尊重し、異文化間の交流と理解を促そうとするものが中心であった。

マーストリヒト、アムステルダム両条約にみられた文化規定、教育規定の強化の方向性は、今後も弱まることはなく、EU としての文化・教育に対する関与はより積極的になっていくことと考えられる。

## 別添資料

### EU加盟15ヶ国リスト

フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク（以上原加盟国）  
 イギリス、アイルランド、デンマーク（以上1973年加盟）  
 ギリシャ（1981年加盟）  
 スペイン、ポルトガル（以上1986年加盟）  
 フィンランド、オーストリア、スウェーデン（以上1995年加盟）

### EUの教育・国際交流に関する予算

#### 教育・文化関係

継続的に推移がわかるデータを提示することは困難であるが、域内政策に関する部分（共通農業政策、構造基金を除く）で、教育・文化に関わる予算は、2000年度では次の通りで、基本的には拡大傾向にある<sup>28</sup>。

教育・職業訓練・青少年：4億8000万ユーロ（約537億6千万円）

視聴覚・文化：1億1000万ユーロ（約123億2千万円）

情報・コミュニケーション：1億500万ユーロ（約117億6千万円）

全体で6億9500万ユーロ（約778億4千万円）（2000年のEU予算、896億ユーロ（約10兆352億円）のおよそ0.078%）

#### \*プログラム別（単位ユーロ）

	1995-1999（5年間）	2000-2006（7年）
ソクラテス	8億5000万（約952億円）	18億5000万（約2072億円）
レオナルド・ダ・ヴィンチ	7億5000万（約840億円）	11億5000万（約1288億円）
青年の欧州	---	5億2000万（約582億4千万円）
カルチャー2000	7780万（1996-1999）* （約87億1300万円）	1億6700万（2000-2004年） （約187億400万円）
メディア・プラス	---	4億（約448億円）

\*1996年から1999年の間に展開された、ラファエロ（3000万ユーロ）、カレイドスコープ（3670万ユーロ）、アリアヌ（1110万ユーロ）の三つのプロジェクトを推計したもの。

<sup>28</sup> Commission européenne, *L'Europe et son budget : à quoi sert votre argent?*, Luxembourg, 2000.

図1 欧州連合(EU)の構造・政策領域

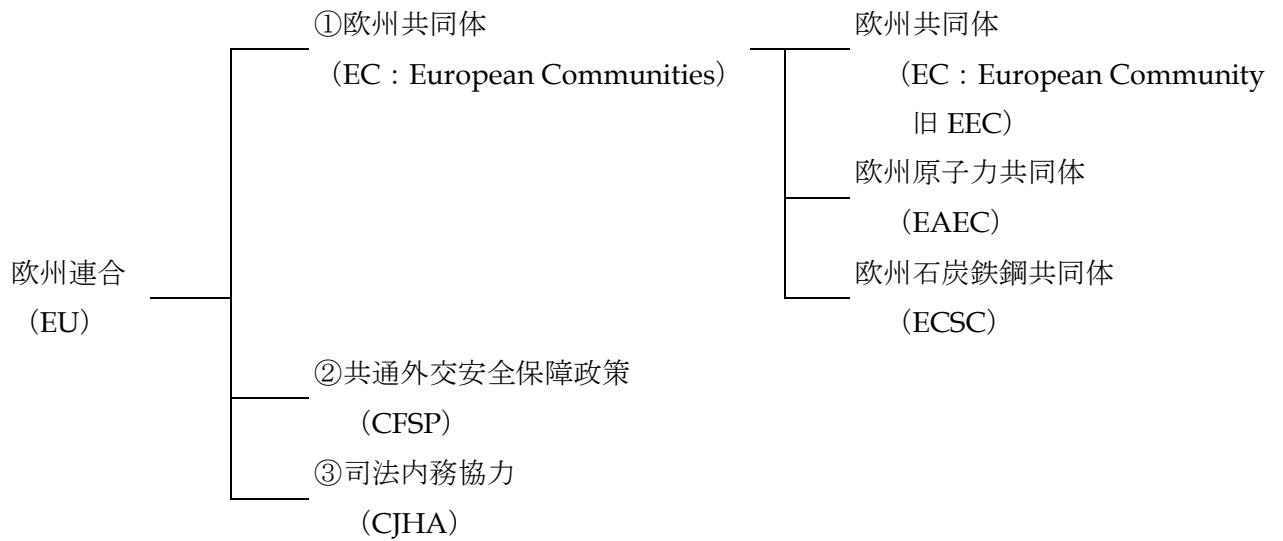
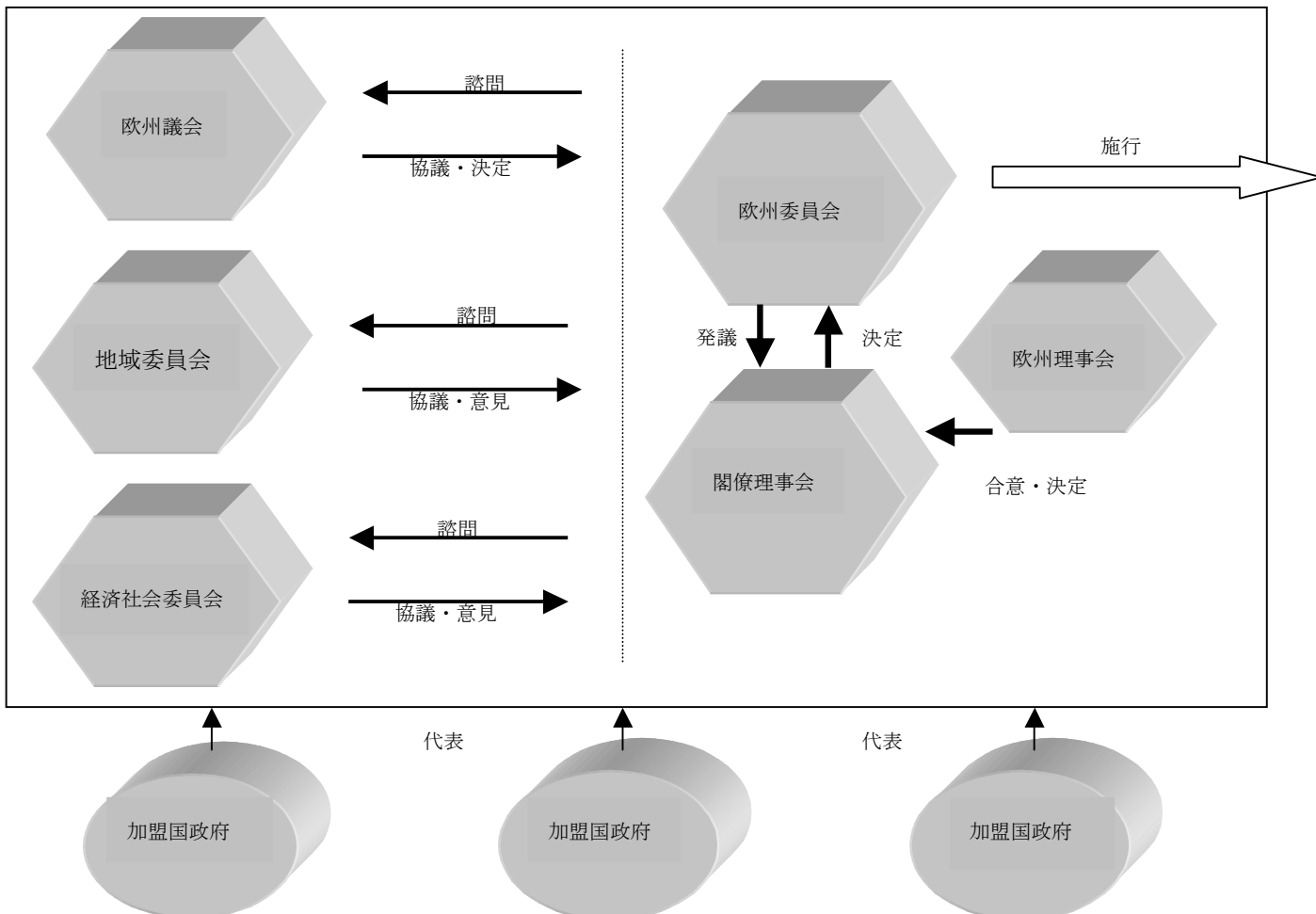


図2 EU 諸機関と政策決定の概略





### 参考文献・収集資料

- Commission européenne, *Le guide des programmes et actions*, Luxembourg, 2000.
- Commission européenne, *L'Union européenne et ses partenaires Méditerranéens*, Luxembourg, 2000.
- Commission européenne, *Portes ouvertes à l'éducation*, Luxembourg, 2000.
- Commission européenne, *ACP-EU Partnership Agreement*, Brussels, 2000.
- Commission européenne, " L'Europe sans frontières ", juin/juillet 2000.
- Commission européenne, *Education, formation, recherche: les obstacles à la mobilité transnationales* <Bulletin de l'Union européenne, Supplément 5/96>.
- Commission européenne, *Rapport général sur l'activité de l'Union européenne 1999*, Bruxelles, 2000.
- Commission européenne, *les chiffres clés de l'éducation en Europe 1999/2000*, Bruxelles, 2000.
- European Commission ( Directorate-General for Development ), " EU-ACP shared development " .
- Communauté Européenne, *Rapport Financier 1998*, Luxembourg.
- Union européenne, *Avenir sans frontières*, Luxembourg, 1999.
- Comité des Régions de l'Union européenne, *Education interculturelle dans l'Union européenne: Activités locales, régionales et interrégionales. Exemples de bonne pratique* <CdR Etudes E-2/99>.
- Sources d' Europe, " Agenda 2000, un cadre financier pour l'Union européenne entre 2000et 2006 " , 07/09/00.
- Sources d' Europe, " SOCRATES, partenariat dans le domaine de l'éducation ( 2000-2006 )", 13/11/00.
- Sources d' Europe, " Programme JEUNESSE, coopération dans le domaine de la jeunesse ( 2000-2006 )", 13/11/00.
- Sources d' Europe, " Capitales européennes de la culture : Villes européenne de la culture et Mois culturel européen ", 13/11/00.
- Sources d' Europe, " MEDIA II, soutien à l'industrie audiovisuelle ( 1996- 2000 )", 14/11/00.
- Sources d' Europe, " Directive Télévision sans frontière", 27/10/00.
- Sources d' Europe, " Organiser des échanges de jeunes en Europe : réseaux d'appui ", 11/28/00.
- Sources d' Europe, " Trouver un stage ou un job dans un pays européen", 09/11/00.
- Sources d' Europe, " Europe de la culture", 27/10/00.
- Sources d' Europe, " LINGUA, promoioin de l'apprentissage des langues ( 2000-2006 )",

13/11/00.

Sources d' Europe, " Programme CULTURE 2000 (2000-2004 )", 14/11/00.

de Raymond, Jean-François, *L'action culturelle extérieure de la France*, La documentation Française, Paris, 2000.

Mangion, Giovanni & Isabel Tamen éd(s), *Les itinéraires culturels européens*, Editions du Conseil de l'Europe, Strasbourg, 1998.

Ministère de la Culture, *Culture, collectivités territoriales et construction européenne* <24 et 25 mars 1995, Poitiers>.

Bousquet, Antoine, *Education et formation dans l'Union européenne: Un espace de coopération*, La documentation Française, Paris, 1998.

Frazier, Carole, *L'éducation et la Communauté européenne*, CNRS Éditions, Paris, 1995.

Fialaire, Jacques, *L'école en Europe*, La documentation Française, Paris, 1996.

Gallet, Bertrand, *La Politique étrangère commune*, ECONOMICA, Paris, 1999.

Vandersanden, Georges ( sous la direction de ), *L'Europe et les régions*, Editions de L'Université de Bruxelles, 1997.

Bribosia, Emmanuelle, Emmanuelle Dardenne, Paul Magnette, Anne Weyembergh ( sous la direction de ), *Union européenne et nationalités: Le principe de non-discrimination et ses limites*, Bruylant Bruxelles, 1999.

Brehon, Nicolas-Jean, *Le budget de l'Europe*, L.G.D.J, Paris, 1997.

Quermonne, Jean-Louis, *Le système politique de l'Union européenne* 3e éditions, Montchrestien, Paris, 1998.

Bourjol, Maurice, *Intercommunalité et Union européenne: Réflexion sur le fédéralisme*, L.G.D.J, Paris, 1994.